



平成 29 年 7 月 12 日

所有者不明の著しく管理不全な空家の解体について

世田谷区は、「空家等の対策の推進に関する条例」を制定し、住環境に深刻な影響を及ぼす管理不全な空家等への対策に取り組んでいます。

この度、著しく管理不全な「特定空家等」について、区の調査によっても所有者の所在が不明であったため、都内の自治体としては初めて、民法の不在者財産管理人の仕組みを用いて当該建物を解体し、保安上危険な状態を解消しました。

1 経緯

- | | | |
|---------|---------|--|
| 平成 27 年 | 6 月 | 近隣住民からの情報により本件空家等を把握 |
| | 12 月 | 空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 2 項に規定する著しく管理不全な「特定空家等」と判断 |
| 平成 28 年 | | 世田谷区空家等対策審査会等に意見を聞きながら対応策を検討 |
| 平成 29 年 | 3 月 | 調査を尽くすも敷地及び建物の所有者の所在を確認することができないと判断 |
| | 4 月 | 東京家庭裁判所へ不在者財産管理人選任の申立て |
| | 6 月 | 東京家庭裁判所へ建物解体費用として予納金(27万円)を納入 東京家庭裁判所による不在者財産管理人の選任 |
| | 7 月 3 日 | 不在者財産管理人が建物を解体 |

2 不在者財産管理人の仕組みを用いた理由

(1) 不在者財産管理人とは

民法の規定により、不在者がその財産の管理人を置かなかつたときに家庭裁判所は、利害関係人等の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。今回は、区の申立てに対して、不在者財産管理人が選任された。

(2) 本件を不在者財産管理人による建物解体としたポイント

建物の解体、敷地の売却などの手続を一連で進めることができる。

区は、建物解体費用として家庭裁判所に予納金の納付を行ったが、敷地の売却がなされた場合、不在者財産管理人より区に返納される予定である。

問合先 建築安全課長 佐藤
広報広聴課(報道担当)

電話 5 4 3 2 - 2 5 5 1
電話 5 4 3 2 - 2 0 1 0

参考 【解体前】



【解体中】



【解体後】

